

参議院議員通常選挙に関するお知らせ

参議院議員通常選挙の投票日は7月10日（日曜日）です。投票は次の2種類になりますのでご注意ください。

福島県選出議員選挙（黄色の投票用紙）

※候補者1名の氏名を記入してください。

比例代表選出議員選挙（白色の投票用紙）

※候補者1名の氏名 又は 政党名を1つ記入してください。

【投票ができる人】

18歳以上の人	平成10年7月11日までに生まれた人
下郷町に住んでいる人	平成28年3月21日（転入届出日）までに本町に転入した人 ※3月22日（転入届出日）以降に転入した人は本町では投票できません。 ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合、前住所地の投票所での投票、または本町において不在者投票をすることができます。 なお、不在者投票を行う場合、事前の手続きが必要となりますので、前住所地の選挙管理委員会へ、お早めにお問い合わせください。
転出した人	次の要件を全て満たす人 ①本町の選挙人名簿に登録されている人 又は、転出まで3ヶ月以上本町に住民票があった ②転出先市町村へ住所を移したのが3月22日（転入届出日）以降 ③投票の時点で本町から転出後4ヶ月を経過しない ※転出した人の投票方法は本町投票所での投票、または転出先市町村での不在者投票となります。詳しくは選挙管理委員会までお早目にお問い合わせください。

※ご注意 下郷町に住民票の登録がされていても、実際には町外の市区町村に居住している学生等の方は、本町の選挙人名簿には登録されず投票ができません。

【投票の区分】

投票区分	投票日当日	期日前投票
主な対象者	投票日に投票できる人	投票日に投票へ行けない人
期 日	7月10日（日）のみ 午前7時～午後6時	6月23日（木）～7月9日（土） 午前8時30分～午後8時
場 所	入場券に記載してある投票所 （各地区の集会所等）	下郷町役場1階 101会議室
持参物	入場券（黄色） ※投票の際に入場券がお手元に無い場合は、本人であることが確認できれば、投票が可能です。	
その他	6月13日以降（届出日）の町内の住所異動は、旧住所の投票所となります。	

【問い合わせ窓口】 下郷町選挙管理委員会 電 話0241-69-1122

FAX0241-67-3340